

岩手県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年6月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
株式会社まちのふくし	岩手郡滝沢村 篠木字明法124 番地15	滝沢市篠木明 法124番地15	いまここ介護ケア プラン相談室	岩手郡滝沢村 鶉飼字狐洞105 番地1	滝沢市鶉飼狐 洞105番地1	平成26年1月1日